

## 和歌山県子ども・子育て会議（第2回）議事概要

- 1 開催日時 平成26年3月24日（月）10:00～12:30
- 2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 会議室304
- 3 出席者 上田委員、金川委員（会長）、川野委員（副会長）、久保田委員、松下委員、森田委員、山根委員（五十音順）
- 4 議事概要  
議事に先立ち、福祉保健部子ども未来課長挨拶

### 【議事1】国の子ども・子育て会議等における動向について

#### ○事務局

資料1-1（国の子ども・子育て会議等における動向について）、資料1-2（子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について）により説明。

#### ○会長

大枠は大体決まってきたと考えていいんですか。

#### ○事務局

はい。

#### ○会長

一点分からない点があるので教えてほしいのですが、資料1-1の5ページ目、確認制度とは、どういうことなんですか。今までは要するに認可ですよ。確認ってどういうことなんですか。

#### ○事務局

要するに、認可を受けた施設にお金を出すための行為ということです。認可されていればお金が出るということではなくて、認可を前提として、あとは供給側の数に応じて定員を定めていくとかそういった作業が市町村で行われます。確認というのはお金を出す施設であるという確認です。認可とお金を出すというのが別々になります。

#### ○会長

今までは認可イコールお金でしたよね。そういう仕組みが入ってくるんですか。もしかしたら認可はされたけれど駄目ってパターンが万が一ありえるという。

#### ○事務局

可能性としては、認可の定員と確認の定員が異なるという状況もあるかも知れません。

○会 長

他に中身の部分で、ご質問等ございますか。

(特になし)

【議事2】 県内市町村における取組状況について

○事務局

資料2（県内市町村における取組状況について）により説明。

○会 長

市町村のニーズ調査の状況については、先ほど事務局から説明があったように、本来であれば、子ども・子育て会議地方版を開催してニーズ調査の内容を検討してもらって、それで発送するというのが理想なんですけれども、市町村によっては事務局の方でニーズ調査を作ってしまうと発送して、それから子ども・子育て会議を立ち上げますという、前後が逆転したところがあるというのが若干心配だということでした。しかし、そういった市町村でも4月初めにはなんとか子ども・子育て会議を設置していただけるということで、この右側を書いてある4市町村が心配なんです。

ニーズ調査の実施については全て終わっているというのも、結構、問題の設問数が多いのと、あとはニーズの種類の出し方がかなり手間がかかる形式になっているので、だいぶ苦戦してますというかたちですね。

この部分についてご質問等なにかございますか。

○委 員

ニーズ調査の回答の返答率は。

○会 長

今、県全体で把握していますか。

○事務局

今のところはまだ。

○会 長

これは私から情報として出させてもらっていいですか。

私も和歌山県内の複数の子ども・子育て会議に携わっています。個別回収ができています市町村はかなり回収数が高いです。例えば幼稚園とか保育所とかに配布をして、それで保護者さんに書いて持ってきてくださいね、という市町村は督促ができるので、出してくれましたかと言って保育士さんから言ってもらえるじゃないですか。だから、私が実際関わっている市町村は80%近い回収率になっています。ただ、郵送調査のみにされている市町村があるので、そうするとどうしても40%台から50%台っていうところもたまにありますね。

それは団体によってだいぶ状況が違うというのが、私が把握している範囲での回収率の認識です。委員よろしいですか。

またその辺の回収率も取りまとめてできますかね。

○事務局

調査できると思います。

○会 長

それもあとで結構ですので聞いていただければと思います。ほかご質問等ございますか。またあとで皆さまから個別のご意見もいただくとしますので、議題の3に移ってまいりたいと思います。

### 【議事3】 県子ども・子育て支援事業支援計画の骨子（案）について

○事務局

資料3-1（県子ども・子育て支援事業支援計画の骨子（案）について）、資料3-2（「和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画骨子（案）イメージ」により説明。

○会 長

具体的に国の基本指針を見ながら、県の政策でどのような内容を設けていくか、県計画の骨子案についてご説明をいただきました。（資料3-1が非常にややこしかったので、また分からないところがあれば言っていただければと思います。一応今回の会議でこの県の骨子案を見ていただいて、概ねこの方向で進めていこうとご了承をいただければと思いますので、追加・修正等ございましたらぜひよろしく願います。いかがでしょうか。

資料3-1がかなり難しかったんですけども、3ページ目が言いたいことは、基本的にはイレギュラーな場合があっても計画に沿ってやっていきますよってことでいいですか。

○事務局

そうですね。柔軟に対応していきますという部分があるのは、子どもの数はなかなかニーズ調査できちっと把握できるものではありませんので、そこはがちがちに考えていくと身動きがとれなくなってくる部分もあるのかなということ、国もちょっと柔軟な書き方をしているのかなというふうには思っています。

○会 長

基本は計画だけれども、いろいろ座標に合わせて考えていきますよということでもいいんですかね。またこれは6月の課題になるかと思いますが、資料3-1の4ページ目ですね、都道府県計画で定める数っていうのは議題4の話になりますが、設定をした市町村ごと、設定した区域ごとに必要があれば利用定員総数以外に県ではこれぐらいいるんじゃないかと上乘せすることができるってことですか。

○事務局

そういうことです。ここがすごくややこしくて、都道府県の担当者会議の中でも、どういったかたちで設定していくのかという話は国に確認しているのですが、抽象的な回答しか返ってきていないというのが実情で、主旨としては認定こども園を推進していきたい、増やしていきたいというのが国にはありますので、それを踏まえての対応とは思っているんですけども、やはり市町村の考え、事業者さんの考えをベースに数字を積み上げていく必要があるかと思っておりますので、県が定める区域の中の状況を吸い上げて6月ないし7月の子ども・子育て会議に諮っていく必要があると思っています。

○会 長

まだここは固めなければならない、どういったかたちになるかも不明ということですね。

○事務局

市町村の計画もまだきまっているわけではありませんので、情報交換しながら進めていけたらと思います。

○会 長

委員さんの方からそういったご質問でも結構ですし、先ほどの任意記載事項、県独自の記載事項で何か追加・修正した方がいいというようなものがございましたらお願いします。以前の次世代計画と、第1回目の子ども・子育て会議で委員さんからこういうものがあつたらというようなところも踏まえて骨子案を作らせていただいたところなんですけれども、いかがでしょう。子どもの貧困対策はまだわからないということですよ。

○事務局

そうですね。

○会 長

国の動向が出ないとなかなかどうとも言えないので、できれば盛り込んでいきたいけれど、間に合うかどうか。できれば入れられたら入れた方がいいと思いますね。

○委 員

県独自の記載事項で親の話でいくと、働きたいけど働けない、就活中だけれど就職活動がいつまで続くか分からないというところが結構ありまして、いつまで預けていいのか、いつから預けられるのか、そういう部分がいくつかありまして、その部分、今回、地域における子育て支援のところで記載事項になるかと思っております。就職活動に関わっている方々に対する支援、今取りざたされているワーキングプアであるとか、困っている人たちに対する何か記載事項があつたらなあというところがあります。あと、もう一つは親御さんと話していると相談できる人がいないとか、気軽に話すことができないということがあったので、NPOとか子育てサークルの情報発信というのはすごくいいかと思うんですけども、孤立している方々の話を聞いていると、そういう情報を収集することもままならないとか、

情報はきているけれど、そこまで余裕がないとか目にとまらなかったということがありますので、発信すればいい、情報を公開すればいいというだけではなく、発信した後のケアというか、発信した後の部分を少しできたらと思っています。

あと、この事項とは関係ない話なんですけれども、他の人と話していると「今度あそこの保育所は幼稚園と同じになるんだって」と、ちょっと違うかなというところがありますので、今回、制度自体の情報発信、公開をきめ細やかにやっていただきたいと思います。

## ○会 長

ありがとうございます。大きく分けて3点であったと思います。就職にそもそも悩みをずいぶん抱えておられるとか、求職がどれぐらい続くか分からないというような方に対するフォローを、どこか計画の中にうまく入れられないかということで、これはたぶん骨子案を見ていただくとまさに第2部の第3章であるとか、あるいは第1章の教育保育の推進の部分に入れ込みが可能だと思うんですね。ですからその辺りもご検討いただきたいというのが1点目と、それから2点目のところが子育ての情報発信というところで、なかなかそこまでたどり着けない、県が発信しているけれどもよくわからなかったとか、そこまでたどり着く気力がなかったとか、いろんな悩みを抱えているお母さんがいらっしゃるので、そういったところもうまく配慮していただきたい、これが今の骨子で内容を濃くしていくことは可能だと思いますので、ぜひ関係各課でご検討をお願いしたいと思います。

最後の部分は、制度に関して一般のお母さんはほとんど分かっておられない方の方が多いんじゃないかと思うんですよ。ですから、これは新しい子ども・子育てが走り出して県の計画を作られる際に、こういうようなイメージですよっていうのがパンフレットとかでうまく伝わっていくとか、あるいは実際に保育に関わっている関係者の方の研修を通じてお母さん方にも分かるように伝えてくださいねという努力が必要ではないかと思います。ご指摘ありがとうございます。

他ご質問等ご意見等ございませんか。

## ○委 員

いろいろルールを作って認定こども園を増やしていきますとしているじゃないですか。私住まいが和歌山市なんですけれども、和歌山市には、私立の幼稚園保育園と、公立の幼稚園保育園がありますが、公立はどうなっていくのですか。和歌山市立の保育園、幼稚園もこういうふうに認定こども園になっていくんですか。

## ○事務局

私も情報は確かではないんですけども、公立の保育所、幼稚園については認定こども園に進めていくという話では聞いております。

## ○委 員

和歌山市の子ども・子育て会議で決まったことなので、オープンになっていいと思うんですけども、和歌山市の地域を6つに分けて、その中にいくつずつというのを配置します。ただ数はきっちり決まってないです。

現在公立の幼稚園と保育園については、10年間を目処に、すべて幼保連携型のこども園にしますよということです。数はまだ絞り込んでないですけど、少なくとも公立の保育所、幼稚園については、残った場合には全て幼保連携型の認定こども園に移管する、だから幼稚園単独とか保育園単独とかで残ることはないということは、今の子ども・子育て会議で決まっているので、その方向で行くから、10年を目処に幼稚園、保育園では残らない。

ただ、もう一つあって、保育所については22ヶ園、公立の保育所があるんですけども、これについて民間に委託するか、閉園するか、公立の幼保連携型こども園になるかしかないので、公立の保育所としては残ることはない。

幼稚園について問題があるのは、小学校の中に入っているものですから、施設管理等含め、4月末に公定価格が出るんですが、そのときに幼稚園となると運動場が必要になるんですね。そしたら運動場が小学校の敷地内と併合しているものですから、はっきりここから公立の幼稚園ですよ、こっちが小学校ですよと分けられない。ですから施設的に無理なところはひょっとしたら閉園するか、幼保連携型のこども園になるかということです。

いずれにしても、現在のところは幼稚園も保育園も数はどちらも減らしていった、ただし今までと違うのは、今まで幼稚園は幼稚園の中しか見てなかった、保育園は保育園しか見てなかった。ここが、4月1日から保育こども園課って一本になります。そこで、教育委員会の分野を市長部局に持ってくるものですから、かなり整備が事務的にはできるのかなど。課が一本になるということは許認可権が一本になりますから、今おっしゃっている部分は、また市へ対して言われると、市としては幼保連携型こども園にする場合でもそこで十分判断していくんじゃないか。こういうふうに関わっている分野はそういうことです。

要はそのままで残らない。幼保連携型認定こども園で残る。10年経ったときにどうなるかということになるとちょっと分かりにくい。各々職員さんがいらっしゃるんで、幼稚園の職員さんも保育所の職員さんも。保育は230人、幼稚園は50人ぐらいだったと思うんですけど、この職員さんがやめられると、市の職員さんですからどうするかという問題もあるんで、そこらちょっと微妙な問題と絡めて考えられるんじゃないかなと思います。

## ○委員

自分の頭の中でもなかなか整理できないんですけど、みなさんのお話いただく中で量の拡充とか質の話も出てきましたし、ワークライフバランスというところも耳に残る言葉なんですけれども、私、今支援センターにいますけれども、保育所で長い間勤めていましたし、今も支援センター、保育所関連の中で仕事させていただいている中で、いろいろなことを支えるにあたっての人材、保育士の人材の確保や育成というところが、まずは問題なんだと思います。働くお父さんお母さんを支える立場の私たちも仕事している立場ってところで、早出居残りとか細かいことになっていきますけれども、一日の流れの中でどうしても長時間労働になったりとかいうところが多くなる中で、年々いろいろな仕事の量が増えてきていますので、重労働になってきているんですね。一般にきつい仕事と言われる中で、余計に確保が難しくなっていると思うんです。そこらへんのこともいろいろ考えて盛り込んでいただければなと思ってます。

支援センターは、この前も申しましたとおり、いろいろ連携のようなこともさせていた

だいてありがたい環境にいるんですが、私も一年目で分からなかったのがだんだん分かってきまして、支援センターの国の基準をすべてこなしていこうとしたら、ほんとに予算、人材いろんなものが必要になってくるし、ほとんどのことは田辺は優遇されてるのかなとは思いますが、やっぱり足りない部分もあると思います。ほかの支援センターでも人材、人員確保、予算ということがとても問題になるようです。特に、保育園の中にある支援センター的なところは、保育所の中でしのいでるってところがたくさんあるようなので、そこらへんの人員確保とか予算とかいうところでは難しいのかなという声が聞かれてくるように思うので、そこらへんもお願いしたいと思います。

#### ○会 長

ありがとうございます。大きく分けて3つですね。労働の問題と子育て支援センター、特に人員配置と色々な部分のあり方というところの部分でご意見いただきました。ほか、この部分についてご質問、ご意見ございませんか。

#### ○委 員

私の場合は学童保育に来てる子どもを見ていて思うんですけど、保育所へ行くまでの間に早くから家庭を見て、今だったら7ヶ月検診とか1歳児検診とかありますよね。その段階でちょっと支援がいるかなと早く見つけて支援をしている行政区の子どもは、比較的クリアできて保育所へ行き、学校へ来てるんです。早くから支援をするところは、それなりの手を打っている。それが今の話を聞いていると、そういう子どもたちをいつ見つけるのかなという不安をちょっと感じました。

もう一つは、保育士さんの確保ですけれども、うちの行政区の場合、正規職員をとらなくて5年ほど経っています。だから、結局ずっと人材確保が難しくなっています。臨時でも非常に大切な仕事だから、学校を出て帰ってくるつもりだったけれどももうやめたと、そういうこともあるので、やっぱり予算は難しいでしょうが、しっかりと土盛りして人材確保のためにも、勉強して帰ってきて仕事ができるというふうになってもらえたらと思います。

それと学童保育でも、全国や近畿圏へ行くと男性の若者の指導員がいっぱいいるんです。やっぱり働いて生活ができる保障こそが必要です。結婚してもやっぺいこうという男性、そういう人が和歌山県でもいなければ、女性ばかりの仕事になるので、予算はしっかりつけてやってほしいなと思います。

#### ○会 長

ありがとうございます。お二人の委員さんから共通して出ている人材の確保は、第2部の1章に書くことになりますね。あと、発達の支援の話は市町村によって格差が出ていると委員さんからお伺いしましたので、その部分についても県として関われるようなところはできるだけお願いしたいと思います。

#### ○委 員

今、ベビーシッターが問題になっていまして、それと待機児童が和歌山市ではどうか、

教えていただきたい。

○事務局

ベビーシッターの件につきましては、6人以下のところは届け出とかそういったものが全くなしにできますので、市町村でもそこは把握はなかなかできていないだろうし、県においても把握できていないというのが本音のところですよ。

待機児童につきましては、前回に資料は出させてもらったんですけど、最近和歌山さんの方でもかなり増えてきているという話は聞いております。県内では、4月現在で13人、10月現在64人出ております。

○委員

全体ですか。

○事務局

はい、県内全体です。

○委員

先ほどその問題に言及したのは、かつて、保育園が認定こども園になりたいときに、待機児童がないということで門前払いを食らったことがあるので、申請した者は認めるっていう方向性が示されているので、窓口で断られることはないと思うんですが、今後そういう視点で注目していただきたいと思います。

今回の県の子ども・子育て会議においても、子どもの一番の幸せっていうのを書いていただければ、社会参加を求めていく主婦、あるいはそういう労働力を要求している経済界というところにも、あんまり関わっていきすぎないで、教育ということが、この子ども・子育て会議で言葉として出てきておりますけど、制度として大事にしていて、そういう視点があるんじゃないかなという気がしております。

私は幼稚園に身を置いており、教育は非常に大事だと思っております。保育所さんにもこれからは4時間という教育時間をきっちり持つていただくことになっておりますので、教育を担当する保育士さんの教員免許の取得と講習の問題が出てくると思うんですね。そういう一連のものを考えながら、子ども・子育て会議をスムーズに進めていけたらと思います。

保護者から見れば、もうちょっとアピールしていかないと理解してもらえないだろうと思います。幼稚園へ行ったはずなのに認定こども園になってしまったというふうなことが出てきはしないかなという気がしないでもないですね。幼保連携認定こども園の場合は新たな施設としてできていくので、これはどういう施設かということについて、もうちょっといろんな情報の発信をする必要があるんじゃないかという気がしております。今、委員から公立の幼稚園、保育所が幼保連携型認定こども園へ順になるというような見通しをお話しされておりましたし、それを所管していくために市の所管部署をきちんと決められて、そこで全ての子ども・子育て会議の問題に関わって、処理して行って、いち早く問題に取り組んでいられることがよくわかったんですけど、保育所さんは問題はないですね。

幼稚園の場合はすごく問題が多いです。子どもが30人、50人の幼稚園にあってはですね、現状のままではなかなかやっていけない。経常費補助金や就園奨励費をいただいてもすけれど、それでもなお運営は難しいという実態がありますし、非常に不安定です。3・4・5歳児の無償化の動きもありますから、まだもう少しかなければなりません。幼稚園型認定こども園に移行するか、施設型給付を受ける幼稚園でいくか、この二つの選択に非常に悩むところが多いんです。そういうところを考えると公定価格が一つのキーポイントになると思うんですけど、それにしてもせっかく公益法人の認定をいただいていた幼稚園が、一園たりとも移行できなかったということがないように思っておりますので、そういう教育という方向までしっかりと目を向けていただければと思います。

## ○会長

ありがとうございます。本当に大きな基本理念のところの部分、計画全体に携わるようなお話だったと思います。

## ○委員

地域型保育事業についてちょっとお聞きしたいんですが、A型・B型・C型、A型は分園といいますか、保育士等の問題がない。B型とC型で一番問題なのは、免許がない方、幼稚園教諭でも保育士でもない方が例えばC型でやる。これについては、こういう言い方したら悪いんですけど、和歌山県には大学がほとんどありません。養成校といわれるところも一校しかない。そんな中で例えば今言っているC型はどうなるかという、たぶん市町村に義務付けをするわけですね。市町村で研修を行う、その研修をしたことによってC型の保育事業を行うということになるかと思いますが、そのところは、例えば根本的な子ども・子育て会議すらこういう状況の中で、そういう研修事業が均一的に県下30市町村全部ができるのかどうか、ここが一番大事なところだと思います。

一応するんですよとはなってるんですけど、はっきり言って市町村はできるところがないと思いますよ。というのは、今のような状況の中で義務付けされても、そしたら大学に委託しようかといっても和歌山県には大学もない、先生もない。そんな中で、最低のセーフティーっていうのは必要なので、いや当然市町村ですよとそこを市町村にしたところで、市町村では無理だと思うんですね。市町村で研修事業に先生になる方がいないと私は思うんです。

そういう点で30市町村が一緒になって、幼稚園・保育園の免許はないけれども、この方だったら大丈夫ですよというかたちの、なにかセーフティーのことをきちんとしないと。もしなにか県でその辺のセーフティーを考えているならいいんですけど。本当は少なくとも全て幼稚園か保育士の資格のある方がするということだったら、少なくとも国家資格ですからそれはクリアできてると思うんですけど、何もない方が例えば事故が起きて、今のベビーシッターのような、法の中で何も規制ないんですよという中で、そんなの常識で当たり前ですよと言ったって、実際子どもがそういう受難してるわけですから、これについてはやる以上は何らかの分かるような方法を取らないと、ただ市町村で研修しなさいよだけで県から言ったところで、受けた市町村が周り見たって先生もないし、そしたらどこか大学へお願いしようかと言っても大学だって1校しかないから、その先生が県下全

部の研修をするのは無理な話ですよ。

よそと和歌山県が違うのは何かというと、大学があまりにも少ない。これはしょうがないので、それを行政としてその分をどういうふうにするかということをしてあげないと、ただこういうふうになっているから、義務だからあなたのところの市町村で研修しなさいよと言っても研修する人がいないと私は思います。そこのところ何かお考えがあったら、特にA・B・C型のC型の場合は全然資格のない人が同じようにされるわけですから、その辺はどうお考えですか、県としては。

#### ○事務局

そうですね、C型は実際どれぐらい出てくるのかというのは分からない部分ではあると思うんです。都会であれば、待機児童がかなりあって、認可の幼稚園、認可の保育所とか認証保育所とかで対応できない部分について、家庭的保育とか小規模保育とかでカバーしていきましょうよっていう話がありますが、県内で待機児童が発生しているのが5～6市町村なので、基本的な受け皿は認可の幼稚園、認可の保育所が中心になってくるのは間違いがなく、その中で市町村が家庭的保育の、特にC型の部分をどれだけ必要としているかというところにあると思うんです。それは市町村の認可権限がありますので、もう自分のところの幼稚園・保育所で賄えていますよ、という話であれば、公的なお金の支援をする施設としての認可というのはおそらくあまりないのかなと思っています。委員が言われたように研修の部分というのは、ある市の担当とも話してはいたんですけど、研修の内容もかなり複雑になっていますので、市でやるというのはやっぱり無理だと。そこは出てくるのを想定して考えていかなければ駄目なんでしょうけれども、市町村とかいろいろな話を聞きながら県として関わっていける部分があれば関わっていきたいと思っています。

#### ○委員

地域型保育事業で、その部分がどんどん申請されたら認可せざるを得ないと聞いたのでお聞きしてるんです。そのときにできるのは通常の幼稚園とか保育園じゃないわけですね。これは制度上あるんだから認めざるを得ない。市町村は本当はしたくないと思うんですよ。したくないのはなぜかということ自分の権限が及ばないし、今、ベビーシッターでも先ほどご報告あったような状況ですから、たぶん、子どもの安心安全というのは、消防法に関してぐらいしかさせないだろうと思うんですよ。そして、多分ないだろうと思ってたところが出る。制度上あるということは当然しやすい。例えば自分の子どもさんがいて、もう一人お母さんがいて、「じゃあ二人でやる？」とか言って、ご近所で2～3人集めてうちの家でしましょよとか、これは待機児童があるからとかないからとかじゃなくて、「誰でもできるの?」「そう、あなたもできるし私もできるよ」って。そのときに、みんなきちんとした人ばかりだとは思っただけけれども、公費を入れる以上はやはりそのこのセーフティーを、片一方で認可とか安心安全についてはいろんなことを決めて、いろんな推進費まで決めているのに、片一方そういう目の届かないところで公費をもらって何もしない、そこで事故があったらどうするんですかという工程もないかもしれない。だからそういうとこまで考えるとちょっと怖いような気がしますね。だから、ないだろうじゃなくて、するんだったら全部幼稚園か保育士か資格を持った人しか認めない方がいいと思うんですよ。

公定価格はお金出してくれたら問題だと思うんですけど、たぶんこれ今までの議論でも出すべきだって出てると思うんですね。C型でも保育士さんとかそういう資格を持った人がした場合には公定価格に反映すべきだっていう話は、中央の子ども・子育て会議でも出てるんですけども、公費を払っているのだったら、資格のある人の方がお父さんやお母さんも安心されるし、少なくとも市町村の職員さんが研修してあなたはいいいよって言うのではなく、養成校や大学が認めて資格を取ってくる人の方が、安心できると思うんですね。都市部のようなところを想定していると思うんですけど、どこでもできる。待機児童のないところでも当然できる可能性があるということを僕は言いたいので、そうするとき、それちょっと待ってくださいよと止めるわけにはいかない。そしたら市町村の責任ですよと言われたら、先ほどある市の話をしたけれど、正直な話うちでは研修できないと思っている市町村、たぶん和歌山県下30市町村とも思っていると思うんですよ。それはなぜかという、大学がないから先生もいないし、職員も、一つの科目は市役所に教える人がいるかもしれないけれど、全ての科目について十分に人はいないわけです。

そこまでするといきすぎだと言われるか分からないけれど、僕は、保育士としての、幼稚園教諭としての資格がなかったらあかんと言った方がいいと思うんですよ。質の低下にもならないし。十分そのことはついていけるんじゃないかと。国の基準のとおり行くと、和歌山県みたいに先生があまりないところでは、ちゃんとした教育できないでしょということは、当然みえると思うんですね。だからそのところ十分考えて、もしするとしたら、資格を持った人と限定しても、もともと資格のある人がみるのが当たり前ということでしてるわけですから、人数が少ないからいいというのはおかしい話だと私は思うんですよ。5人とかだったら資格なくてもできるというのは、教育じゃないわけで、少なくとも教育するにはそれなりに資格を持った人がやるべきです。人数が少ないからいいだろうというのは、これは今言ってる安全には全然関係ない話で、多くても事故は起きるし少なくとも事故は起こる。しかし、起こったときにどういうふうにするかっていうのが大事なんで、ぜひそこは一回考えてもらえたらなと僕は思いますね。子ども達の安心のためにしないと、それでなくても今、乳児の突然死が多いですから、特に赤ちゃんなんか元気で寝たのに朝起きたら息してなかったというのが結構ありますよ。だから今、乳児施設ではセンサーを置いて、とにかく5分息をしなかったら鳴る。それによってすぐ行く。大きな子どもになるといいんですけど、乳児の場合は、そこまで関与してあげないといけないのだろうと思うんです。

## ○委員

学童保育の分野ですけれども、全国ではすごい民間が入ってきているんです。和歌山県はまだ二か所しかないですけれども、全国はもう当たり前というぐらい民間が入ってきています。子どもをお金儲けの対象として大手が入ってきています。それは学童保育の域ですけれども、保育所にも十分これからあり得ると思います。学童保育の指導員というのは、国は一応児童厚生員っていう資格さえあればいいと、2年間そういうところで勤めた経験があるとか、その資格があればいいとしていますけれども、私たち自身は実際子どもをみる中で、もうちょっと専門的に学校の子どもたちを、保育所の保母さんの目と学校の目と家庭の分とでみるには、専門的な勉強をして資格もほしいよねっていうことでそれなりにお

願っているんですけど、やっぱり私も見たときに、「これは3人いればできるんじゃない？」「遠くまで行かなくてもみてあげるよ」ってところで雨後の筍のように県下にできるんじゃないかなって心配にも思いました。だから、きちっとしたものでなかったら、仕事がない県だけに、こういうのが増えるんじゃないかなと思ったんです。

○委員

これからの課題ですよ。今回には間に合わないかもしれないですけど、県の子ども・子育て会議では新たな問題としてどのように対応していくか考えておいていただいて。相談したいけれど相談する人もない、ちょっと行きたいけれど預けるところもない、という話があったんでベビーシッターの話を思い出して、今その話をしてみたんですけど。

○委員

一つよろしいですか。安心安全とか質とかいろいろと話があったので一つ、全然方向違うかもしれませんが、職員の配置基準のところでは4歳以上30:1とかありますけれども、どうしても気になるのが0・1・2歳っていうところの基準なんです。特に1歳・2歳が同じ1:6というところが気になって。1歳で入ってくるときには、歩けないお子さんもいらっしゃるし、歩いているお子さんもいますし、それで2歳児と1歳児がどう同じ基準なのかというところが、現場の職員もとても気になっているところなんで、現場ではちょっと無理かなという気持ちの中で県にご配慮いただいたらなと思っています。よろしく願いいたします。

【議事4】 県子ども・子育て支援事業支援計画における区域の設定（案）について

○事務局

資料4-1（県子ども・子育て支援事業支援計画における区域の設定（案）について）、資料4-2（隣接市町村間における広域利用の実態について（幼稚園・保育所））により説明。

○会長

資料4-1から資料4-2までの間で各委員から質問等はありませんか。

これは区域を30に区切ったからといって広域入所ができないというわけではないので、ただの地域の区切り方ですよ。

○事務局

そうですね。

○会長

保育の場合は、従来ほかの計画でやっている8区域で区切ってもうまくいかない。身近な市町村を使うことが多いのでうまくいかないの、できれば案2の方で考えたいんだと

というのが事務局の意向ということになってはいますが、ご意見等ございますか。大丈夫ですかね。みなさんご了承いただけたということで。

## ○委員

いいんですけれども、ただ、そこまでするならさっきも言ったように責任を持ってほしい。自分のとこに権限があるから自分のとこでやるって、要するにおらが村の精神ばかりで各々がしていて、今から新しく制度を改革しようというところに、各々30市町村で調整できるんだったらいいけれども、自分のところの事業所についてきちっとできないところは、よそと一緒に到底できることないから、うちはうちでって30市町村でするならそれでいいんですけれど、言う以上は責任を持ってしてほしい。そのために許認可権も持ってるんだから。許認可事務をするということはそれだけの責任があるということに分かってほしいんです。そうしないと、形ばかりで中身がよくなる。

和歌山県は南北に非常に長いところだし、過疎地もあるし、あるいは大変エリアが広いところもあるし、人口密度も全然違うし、それはそれで自分のところの市町村というのは多分あると思うんだけど、同じいかだの船に乗っているという意識を持たないと、大学がないということは30市町村一緒なんだと。だから、できないんだったら市町村同士助け合いしながらやろうという方が、かえって町民とか市民の方は幸せになるかもしれない。これでやるっていうのはいいんですけれど、やる限りは市町村は責任もってきちっとやってくださいよと。というのは、当初説明もされましたけれど、子ども・子育て会議だっでやるところもあるし、決めないといけないことですら順序を逆で出発するところが、任してくださいと言っても、30市町村のうちどことは言いませんけれど、できないところは当然あるんじゃないかと。でも30市町村あればそれぐらいあって当たり前だねということだけはしてほしいし、子どものことだから最低ここだけはというところは線を引いてやってもらわないと、市町村の皆さんが決めているんだから責任がありますよということにしないと、ちょっとやっぱり無理かなと。

今でもそうなんです。幼稚園は広域制をやってる、保育は一部でやってる。一部でやっているところは、お互いがよくなかったらやらないんです。自分のところから向こうへ行行って、向こうからもこっちへ来て。だから例えば和歌山市は広域やらないんです。なぜかという和歌山市に来るばかりで、和歌山市の子どもはそしたら岩出市へ行くんですか、紀の川市へ行くんですか。行かない。逆に和歌山市へ来る人はいるから和歌山市でみてほしいという要望はある。なぜしないんですか、働いている方も市民じゃないんですかって言っても、市は、住んでいる方だけを守るのだという話をされる。

それを見てると、お互いフィフティフィフティだったら話もするし、広域もやるけれども、自分のところが100%受けてて、自分のところも待機児童出てきたら絶対によその市町村の子を入れないと言っているんですから、そんな状況の中で広域制でいくら言ったところで、許認可権を各々持つということはいいいんだけれども、責任も持ってやってもらわないと、今まで見てると、幼稚園は広域制があるのに保育所はないのはおかしいよねって、岩出市の保護者の方は言っているんです。和歌山市の、幼稚園だったら行けるのになんで保育所行けないんですかという議論があるんです。それを見てると非常に分かりにくいなことなんで、だから市町村さんも責任ありますよということを県は知らし

めて、そのためにあなた方こうですよと言ってあげないと、制度ばかりの部分でこれはうちでこれはあそこだねと議論ばかり言っていたら、実際運営するようになった市町村はこれできないよねばかりになってしまう。今でもできていないので、そこらへん県が調整役として県の指導のもとできちんとそういうことができるような仕組みにしないと、任せてくれと言っても今の状況ではどうなのかなと思います。

○会 長

ありがとうございます。そこは私も心配になっていることで、実は打ち合わせのときに同じことを言ったんです。ぜひそれは県もイニシアチブを発揮していただいてよろしくお願ひしたいと思います。

○委 員

案1に賛成のところは1市町村だけあるということで、その理由というのは把握できておられたらお聞かせいただきたいんですけども。

○事務局

特に大きな理由ではなくて、広域的に考えていく方がいいんじゃないかというようななかたちで出てきておまして、和歌山市さんからは意見なしで、それは案1でも案2でもどちらでも一緒なので和歌山市としては問題ないよという話でした。

○委 員

自分のところで関係なかったらそう言うんですよ。困るのは自分のところでできないところなんです。そこをどこが助けてくれるんですかという議論をしなければ。

○委 員

もしそうだとすれば、案1に賛成の1市町村というのは、もしかするとみんなと一緒にやりたいのでお助け願えませんかという思いがあるかもしれないので、こういった少数意見も少し見ながらやっていけたらいいなと思います。

○会 長

はい、ありがとうございます。この子ども・子育て会議では案2でご了承いただいたということで進めさせていただきたいと思います。

その他の項目に移ります。

○事務局

参考資料3（県幼保連携型認定こども園に関する認可基準条例（案）概要）により説明

○事務局

次回の概ねの日程について、6月末又は7月上旬頃にと考えております。

主な議事としては、県計画の素案（量の見込関係、県施策関係）について、ご意見をい

ただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○会 長

委員さんから何かございませんか。

○委 員

これ、たぶん国の基準変わるんですよね。

○事務局

そうですね。

○委 員

公定価格が決まったらそれは自動的に置き換わるということをみなさんに確認しておいてもらわないと、たぶんこれは生き物で、今の時点ではこうですが、どんどんこれからいろんなところが出てくると思うんですね。そのことを皆さんに確認だけしておいたほうが、これが条例の案だと言っても、条例案も変わるということを聞いておいてもらわないと。

それと、県が条例を出されるのは9月なんですか。会議が6月ということは当然そういう方向なんですか。

○事務局

可能な限り6月議会に上程と思っていたんですけども、国の省令がまだ示されていないということもありますので、ちょっと難しい状況かなと考えているんですけども。

○会 長

まあ変更の可能性があるということをご認識いただきたいと思います。では長時間ありがとうございました。

○事務局

これですべての議事が終了いたしました。以上をもちまして、閉会いたします。ありがとうございました。